

協定区域	北区山田町原野字大山の一部、大原2丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2007年7月11日
	面積	16,889.15 m <sup>2</sup> ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2017年7月25日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2017年7月25日～2027年7月24日(10年)

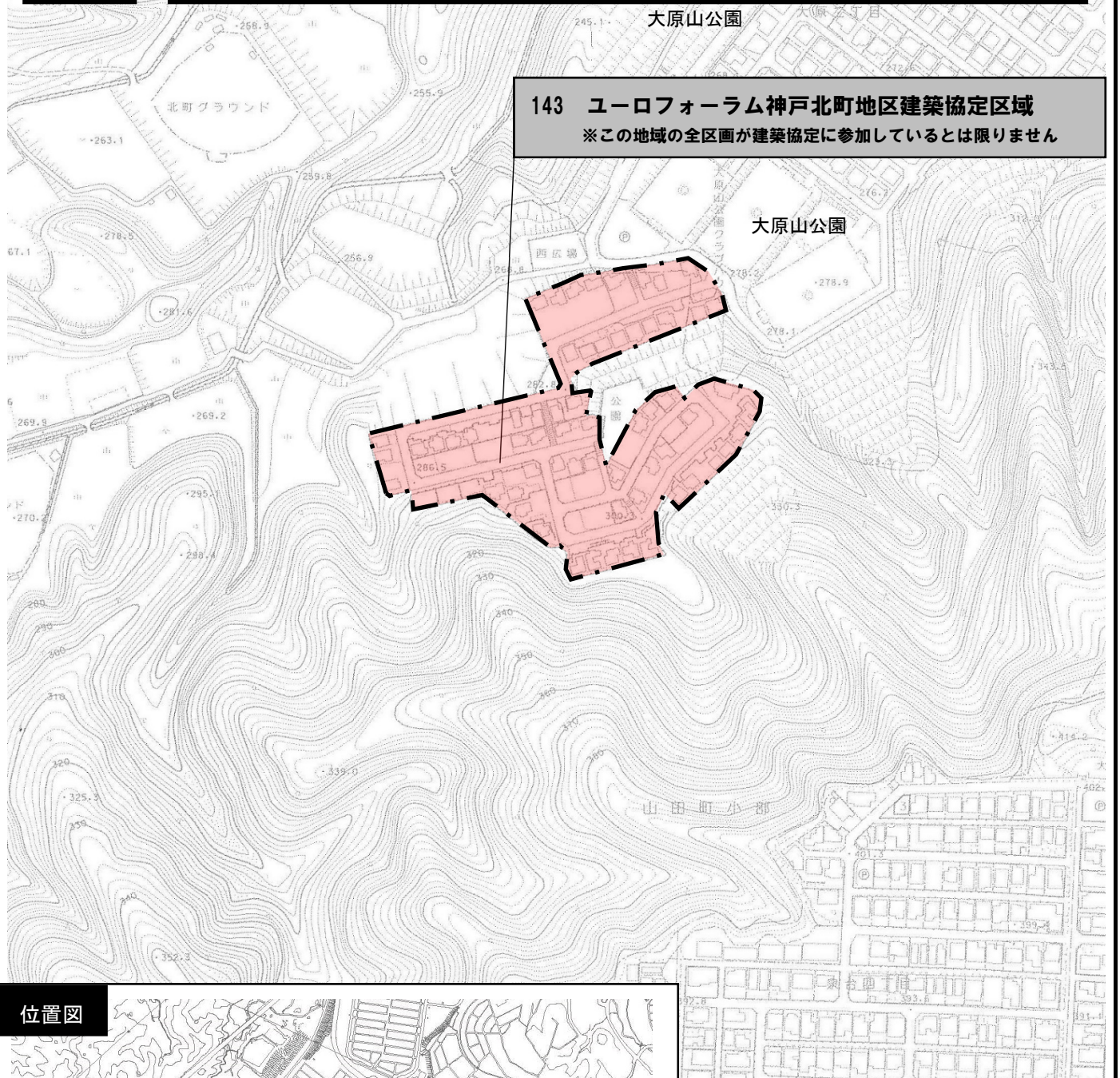
## 協定内容の概要

- (1) 建築物の用途については、戸建て専用住宅に限る。ただし、令第130条の3第6号(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設)又は第7号(出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房)に該当する兼用住宅で、本協定書第12条に定める運営委員会(以下「委員会」という。)が隣接建築物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認めたものは、この限りではない。
- (2) 隣地境界線(道路に接する境界線を除く。)から建築物の外壁及びこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は0.7メートルとする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で次のいずれかに該当するものはこの限りではない。
- ① 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの。
  - ② 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの。
  - ③ 建築面積に算入されない出窓。
- (3) 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面の高さを超えてはならない。ただし、委員会が認めたものは、この限りではない。
- (4) 門扉は内開き、引き違い等の構造とし、外開きの場合は開放時に敷地境界線を越えてはならない。
- (5) 敷地境界内といえども既設擁壁の天端から敷地境界方向へ建築物、工作物等の張り出し又は延長を設けてはならない。ただし、委員会が認めたものは、この限りでない。
- (6) 敷地内の空地部分には樹木等を植樹し、緑化に努めるものとする。
- (7) テレビアンテナの設置はしないものとする。
- (8) 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類するものを設置してはならない。ただし、委員会が必要最小限度の大きさで、かつ、隣接建築物及び周辺住宅地の環境に支障がないと認めたものは、この限りでない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。



位置図

